

監査報告書

公益財団法人黒石市民財団
代表理事 大沢 潤逸様

令和 5年 4月 14日

公益財団法人黒石市民財団

監事 山口友幸 

監事 今優 

私たち、本日ここに令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度における公益財団法人黒石市民財団の会計および業務について公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定および当財団の定款に基づき監査を行いました。

よって、次の通り報告します。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検証した。
- (2) 業務監査については、理事会およびその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧をするなど必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検証した。

2. 監査の意見

- (1) 貸借対照表、財産目録、正味財産増減計算書は会計帳簿および諸伝票と一致し、法人の収支状況および財産状態を正しく示している事を認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実である事を認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正な行為または、法令もしくは定款に定められた事項に違反する重大な事実はないと認める。